

関西まちづくり賞顕彰要綱

【趣旨・目的】

第1条 関西まちづくり賞（以下、「まちづくり賞」という。）は、故仙石泰輔氏並びに故田中孝男氏のご遺族からのご寄付をきっかけとして設けられた顕彰事業で、まちづくり及び都市計画の進歩・発展に著しい貢献をした優れた成果又は実績を表彰することにより、これを称えるとともに支部会員の意識の高揚を図ることを目的とする。

【規定事項】

第2条 この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会関西支部運営規則第2条第5項の規定により、関西まちづくり賞委員会（以下、「委員会」という。）が担当するまちづくり賞の顕彰に当たり必要な事項を規定する。

【募集】

第3条 委員会の委員長は、毎年度、募集要領を作成し、幹事会の承認を得て募集を行う。
2 募集の対象は、関西支部の担当地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内において実践された地域まちづくり活動や空間整備又は制度づくりや計画策定で、優れた成果・実績・効果があると認められ、都市計画の発展に寄与するものとする。ただし、支部会員が直接関与又は推薦するもので、募集時点において、当該成果・実績・効果が継続して顕現しているものに限る。

【選考】

第4条 委員会は、次の各号に規定する評価の視点により審査を行い、まちづくり賞の表彰候補3件以内を決定する。
(1) 新しい試み（先進性）
(2) 継続的な活動（継続性）
(3) 協働の取り組み（協働性）
(4) 他の地域で参考となる提案（汎用性）
2 表彰候補の決定に際し、委員の意見が同数に分かれたときは、委員長が決定する。
3 委員会が必要と認める場合は、特別の賞を設けることができる。
4 委員会は、選考するために必要な場合は、関係者から意見を聴取することができる。

【表彰対象の決定】

第5条 委員長は、表彰候補について、推薦理由を付して幹事会に推薦する。
2 まちづくり賞は、幹事が決定する。

【表彰の時期及び方法】

第6条 まちづくり賞の表彰は、原則として、支部通常総会において賞状等を授与することにより行う。

【要綱の改正】

第7条 この要綱は、幹事会の議決により改正することができる。

【施行】

第8条 この要綱は、2018年2月2日より施行する。
2 この要綱の施行に伴い、従前の「関西まちづくり賞授与細則」及び「関西まちづくり賞委員会要項」は廃止する。